他大学部員用任意団体の設立について

第 62 代部長 土屋祥仁

本文書は他大学部員の活動参加実現のために「任意団体の設立」を提案する物である。

1 現状について

- ・他大学部員の活動参加禁止期間が長期化し、1月より8月までの7ヶ月も既に経過し、感染状況が反映されておらず、解除される気配がない。
- ・合同練習であれば他大学生との練習も許可されている
- ・他大学部員の参加禁止措置の解除基準がかなり不明瞭なものになっている。

HP上は「接触者数を少しでも減らし、感染の確率を下げるため」と記載されているが、文化総部の質問に対する返答では「他大学学生が神戸大学に所属する団体に所属し、そこで新型コロナウイルスに感染した場合、その責任の帰属が神戸大学なのか当人の所属大学かという問題に発展するため、研究活動含め禁止している。」との返答に

これらより他大学部員の参加禁止措置は感染防止策ではなく、責任問題としての意味合いが強いと判断した。

2 目的・概要

責任問題である以上大学からの禁止措置の解除は現状見込めない。一方で罰則等を考慮すると無視するわけにもいかない。そこで規制内の「合同練習」の扱いに変更できるよう、新たに無所属の任意団体設立を提案する。

3 狙い

- ・62 代の半分が他大学部員であり、定期演奏会開催を目指すのであれば他大学部員の参加は必要不可欠であり、参加を可能にする
- ・63 代他大学部員の中には活動を僅か2ヶ月ほどしか経験していない部員や、64 代には活動すらしていな部員もいる。将来的な運営のためにも全部員の活動参加は急務である
- ・神大生のみでの活動が増加し、他大学部員との溝が深まっているという指摘がある。これ の解消を狙う

4 懸念点

- ・人員の交流が増えるためコロナウイルスに感染する確率が増大する。 部員の一層の引き締めが必須となる
- ・会計の処理が複雑になってしまうため、会計業務の負担解消のための人員が必須となる
- ・顧問及び OB 会への報告をおこない、了承を得ること
- ・吹奏楽部内での扱い(休部扱いにするのかなど)をどのようにするのか

- ・どの役職にもない業務であり、業務遂行に関する責任の所在、及び次年度以降の引き継ぎ 処理などの考慮が必要になる
- ・団体代表者を誰にするのか 現役:業務過多、OB:意思疎通に課題あり
- ・神大の楽器扱いについてが不明瞭
- 5 具体的な設立方法及び扱いについて
- ・任意団体(サークル)であるため特に届出などは不必要であり、規約のみの用意で充分。 (ただし収益を伴う活動を行うと税務処理が発生するため、収益を発生させてはいけない。)
- ・参加禁止措置が続く限り今後の行事一般は神大吹奏楽部との「合同開催」となる (例:日本生命の応援活動→○○との合同での日本生命応援活動) なお参加必要書提出等により特別に他大学部員の参加が認められた場合はその限りでな

なお参加必要書提出等により特別に他大学部員の参加が認められた場合はその限りでない。